

 **大和町**

農業委員会だより

発行日／平成30年1月1日 編集と発行／大和町農業委員会 大和町吉岡字西松木1-1 ☎022(345)1119



**活力のある
農業をめざして**

昨年8月25日に農地パトロールを実施しました。

新体制に移行してから初の農地パトロールとなり、農業委員と農地利用最適化推進委員の24名全員が参加しました。

写真は、長年自己保全管理となっていた農地を再生し大豆の栽培を始めた農地で、新体制の農業委員会が目指す「農地利用の最適化」が目に見える形となったものでした。

●主な内容●

- *ご挨拶……………2
- *農業委員の紹介……………2～3
- *農地利用最適化推進委員の紹介……4
- *農地の売買、貸借、転用は
許可を受けてから……………5
- *農業委員会活動の概要……………6～7
- *農業委員・最適化推進委員として…8



ご挨拶

大和町農業委員会 会長 文屋 芳光

新年あけましておめでとございます。皆さまには、ご健勝にて輝かしい新年を迎えられたことと謹んでお慶び申し上げます。

平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、7月の改選において農業委員に選任され、再び農業委員会会長に選出されました。新法により公選制が廃止され、議会の同意を得て定数10名の農業委員が町長から任命されました。さらに、地区毎の現地活動を強化するため14名の農地利用最適化推進委員を委嘱いたしました。農業委員会は昭和26年に農業生産力の発展および農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため市町村に置かれ、その後幾多の変遷を重ね一昨年の大改正となりました。示された業務の重点は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者参集促進の3点が重点化され農地利用の最適化の推進が明確化され、新たな体制にて大きな役割と重い責任を担うこととなりました。

本町の農業・農村全般を思うとき、農家の後継者不足により基幹的農業従事者の平均年齢が67歳と高齢化が進むとともに、遊休農地

も140ヘクタールと全農地の5・2%を占め農用地の利用低下が懸念されています。さらに有害鳥獣、特にイノシシ被害の急増により農村生活にも多大な影響を及ぼしています。また、本年から国は米政策の大転換を図り、米の直接支払交付金と国による生産数量目標配分が廃止され、今後の安定した農業所得確保に大きな不安を抱えることとなりました。

このように激変する農政と、農業・農村を取り巻く情勢はまことに厳しい状況下にあります。農業委員会系統組織を挙げて国に要請活動の続け、大和町農業委員会新体制のもと農地利用の最適化に向け農地の利用状況と農家の皆さまの声を尊重した意向調査をしっかりと行い利用調整に活用し、各地域の実情を勘案のうえ、農地中間管理機構と連携強化を図りながら、町で策定した「人・農地プラン」の推進に引き続き努力してまいる所存であります。

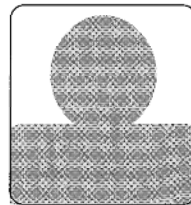
最後になりますが、今後もより一層のご支援とご協力を心からお願ひ申し上げますとともに、皆さまのご多幸を祈念し挨拶といたします。

新しい農業委員会でスタート

大和町農業委員会は、平成29年7月21日から新体制に移行しました。

平成28年の農業委員会法の改正により、農地利用最適化推進委員が新設された現在の農業委員会は、10名の農業委員と14名の農地利用最適化推進委員により構成されています。

〈例〉



氏 名(年齢)

- ①出身地区
- ②抱負

※紹介は議席順です。(会長、会長職務代理は除く)

会 長



ぶん や よしみつ
文屋 芳光(67)

- ①鶴巣鳥屋
- ②農地が持つ自然豊かな資源が果たしてきた多面的機能を守っていく理念のもと、慎重な審議をしております。

会長職務代理



たかはし じゅん
高橋 淳(62)

- ①吉田沢渡
- ②改正によって委員会活動も身近に見えることとなり、責任も重く感じています。また、委員間の調和も大切にしていきます。



すずき つぎお
鈴木 次男(66)

①落合報恩寺
②増え続ける耕作放棄地や、担い手が不足し農業離れが進む農村社会など、日本農業が持つ問題の解決に努めます。



くまがい ちかこ
熊谷千香子(63)

①小野前河原
②農業情勢が厳しくなる中、農業委員として研鑽を積み、地域の相談役になれるように、努めてまいります。



ぬのかわ けいこ
布川 敬子(59)

①吉岡城内中
②担い手不足や耕作放棄地など、色々な問題がありますが、地域農業が活発で豊かになることを目指して頑張ります。



たかひら としひこ
高平 俊彦(63)

①落合相川下
②遊休農地の解消と担い手への農地集積に取り組みます。



みうら こ
三浦ひろ子(67)

①吉岡南一丁目
②女性の目線と中立委員の立場から、これからの農業の振興と町の活性化のため、努力してまいります。

平成30年農業委員会総会等予定表

農業委員会総会は、原則として毎月25日に開催されます。

(総会予定日が土日祝の場合はその日後に最も近い平日の開催となります。)

総会開催予定日	申請等締切予定日
1月25日(木)	1月15日(月)
2月26日(月)	2月15日(木)
3月26日(月)	3月15日(木)
4月25日(水)	4月13日(金)
5月25日(金)	5月15日(火)
6月25日(月)	6月15日(金)
7月25日(水)	7月13日(金)
8月27日(月)	8月15日(水)
9月25日(火)	9月14日(金)
10月25日(木)	10月15日(月)
11月26日(月)	11月15日(木)
12月20日(木)	12月7日(金)

※上記日程は予定であり、変更の可能性がありますのでご了承ください。



あかま りょういち
赤間 良一(58)

①宮床山田
②今回の改選で3期目になりました。まだまだ農業は課題がたくさんありますが、まずは耕作放棄地解消に微力ながら頑張ります。



うずらはし ふくじ
鵜橋 福司(70)

①吉田麓下
②「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理機構関連事業を活用し、地域農業の振興に貢献できるように努めます。



さとう かずひこ
佐藤 和彦(50)

①鶴巣山田
②地域農家の皆さまの実態や声を大切にしながら農地保全と振興に貢献できるよう頑張ります。



高橋 淳氏
(大和町農業委員)

表彰

平成29年11月20日開催の第2回宮城県農業委員会大会において、大和町農業委員 高橋淳氏が農業委員として15年務めたことにより、(一社)宮城県農業会議会長から永年勤続農業委員として表彰されました。

受賞おめでとう
ございました

農地利用最適化推進委員の紹介

平成28年の農業委員会法改正により、主に農地の担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を目的とした農地利用最適化推進委員が新設されました。



い い かつ し
井伊 勝志(59)

①宮床山田
②農地が本来の目的を成せない状況が生じています。農地の最適化に向けて地域農業活性化に努めてまいります。



いしがき としゆき
石垣 敏行(63)

①宮床難波
②新制度での活動になりますが、地域内の農地は地域で守るを基本に、微力ながら職務に励みたいと思います。



こばやし ひろ し
小林 博志(66)

①吉岡城内西
②先祖代々の農地、“農地なくして農業はできず”を理念に、地域農家との会話で頑張ります。



さとう いさお
佐藤 多(67)

①吉岡志田町
②農政・生産調整の改革で見通しの出来ない中、農家の色々な声や視点を、お聞きしながら期待に応えていきます。



いたみや えつ お
板宮 悦夫(63)

①鶴巣砂金沢
②農業の現状は厳しいですが皆さんの協力のもと、微力ながら農業発展のために頑張っていきたいと思います。



うずらばし よしゆき
鶉橋 祥幸(52)

①吉田清水
②地域の担い手不足が問題となるなか、農地が適正で効率的に利用されるよう、努力したいと思います。



お がわ ひろよし
小川 弘吉(57)

①吉田反町中
②農地利用最適化推進委員の活動を通じ、農家の将来的な意向を、気軽に相談できるように、私自身も成長できればと思います。



たかはし ひさし
高橋 久(65)

①吉田金取北
②担当地区の農地の有効利用を推進し、地域の維持・発展につながるような地域活動を行ってまいります。



あかさか りゅういち
赤坂 隆一(73)

①宮床新小路
②農地所有者に声がけをして地域資源を保全する仕組みづくりを手掛け、農地利用集積の推進活動を実践していきます。



たかはし みつ え
高橋 三江(67)

①落合松坂
②健土育土は、地域の豊かな風土成り。皆様方のご指導を仰ぎ農地問題に青春の限りを尽くしたいと思います。



たに だ えい こ
谷田 榮子(69)

①落合桧和田上
②食は生命、自給自足の大切さ、子孫代々守り続ける大事な農地、女性が語れる見守れる役割を発揮します。



さ さ き こういち
佐々木 宏一(59)

①吉岡柴崎
②耕作放棄地、担い手不足等、地域の農業の諸問題に微力ではありますが努力していきたいと考えております。



ち ば た えつ
千葉 太悦(64)

①鶴巣大平中
②地域の農地利用の確認作業を行い、現状と課題を農地所有者と協議しながら農地利用の適正化を進めて行きたい。



えんどう ゆうじ
遠藤 裕壽(53)

①鶴巣山田
②農業の課題解決に向けた地域の調整役・まとめ役として尽力したいと思います。

○担当地区委員紹介

委員会では、担当地区委員を決めて活動を行っております。
農地・農政全般について、お気軽にご相談ください。

地区	氏 名	担 当 地 区				
吉岡	佐 藤 多	柴 崎	志 田 町	吉岡南3区	吉岡まほろば (吉岡南第二)	
	小 林 博 志	上 町	中 町	下 町	城 内 3 区	
宮床	石 垣 敏 行	難 波	山 田	向 原		
	井 伊 勝 志	荒 井	前 河 原	石 倉		
	赤 坂 隆 一	中 野	新 小 路			
吉田	高 橋 久	麓 上	金 取 南	金 取 北	沢 渡	
	小 川 弘 吉	八 志 田	反 町 上	反 町 中	反 町 下	
	鵜 橋 祥 幸	麓 下	峰	清 水	高 田	
鶴巣	板 宮 悦 夫	下 草	北 目	砂 金 沢	大 崎	
	遠 藤 裕 壽	幕 柳	太 田	山 田	小 鶴 沢	
	千 葉 太 悦	鳥 屋	大 平 上	大 平 中	大 平 下	
落合	佐々木 宏 一	舞 野 上	舞 野 下	蒜 袋	相 川 上	
	谷 田 榮 子	桧 和 田 上	桧 和 田 下	三ヶ内上	三ヶ内下	相 川 下
	高 橋 三 江	報 恩 寺	松 坂	大 角		

農地の売買、貸借、転用は許可を受けてから

農地は、農業の基盤であるとともに、国民への食糧供給と国土・環境保全の基盤でもあり、地域の人々により維持・管理されている極めて公共性の高い、そして限りあるかけがえのない貴重な資源として、農家個人の財産であるとともに、国家国民の財産としての性質を有しております。

このことから、優良農地の確保とその効率的な利用を図るために「農地法」という法律があり、たとえ自己所有農地であっても、売買、貸借、転用したりする際は、事前に「農地法」に基づく許可が必要となり、農地の所在する市町村の農業委員会に申請等が必要となります。

○農地の権利移転に関する手続きの概要（申請の前に、必ず農業委員会にご相談を）

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備 考
3条	農地を耕作目的で売買、貸借、贈与するとき	農地の所有者および権利の移転を受けるもの	市町村農業委員会会長	- 資産保有や投資目的による権利の取得、また、権利を取得する人の耕作面積が申請地を含め、原則50a以上ない場合は、許可されません。 ※後継者への農地の名義変更の際も、この手続きが必要です。
4条	自分名義の農地を農地以外のものに用途を変更(転用)するとき	転用を行うもの(農地所有者)	都道府県知事 農地が4haを超える場合は、農林水産大臣との協議が必要	- 農地の場所によっては、転用が原則不許可となる場合もあります。 - 市街化区域内の農地を転用する場合は、許可を要しません。ただし、事前に農業委員会へ届出が必要です。
5条	他人名義の農地を買ってあるいは借りて、転用するとき	売り主・貸し主(農地所有者)および買い主・借り主(転用事業者)	(どんなに小さな面積でも許可が必要です。)	

※相続などによって農地の権利を取得したときは、権利を取得したことを知った時から、おおむね10ヵ月以内に農業委員会に届出が必要です。(農地法第3条の3)

農地の転用とは

農地(田・畑)及び採草牧草地を住宅、車庫・駐車場、資材置場、工場・倉庫、店舗、道路、山林など、農地以外のものに用途を変更することです。資材置場、現場事務所、砂利採取場などとして一時的に利用する場合も転用となり、許可が必要です。

農業委員会活動の概要

農業委員会では、地域農業の推進のため、様々な委員会活動を行っておりますが、その活動内容の一部につきまして、ご紹介いたします。

委員会総会

毎月原則25日に総会を開催し、農地の売買、貸借、転用など皆さまからの申請内容や、農地農業に関する事項について、審議や協議を行っています。

※農地の売買、貸借、贈与（後継者への名義変更など）、転用（農地に住宅を建てたり資材置場、駐車場など農地以外のものに用途を変更すること）を行う際は、事前に「農地法」に基づく許可が必要となり、農地の所在する市町村の農業委員会に申請などが必要となります。



女性委員の活動

県内の女性農業委員は、「みやぎアグリレディス21」という組織を立ち上げ、女性委員登用のための要請活動や研修会など、女性農業者の地位向上のための活動を行っております。

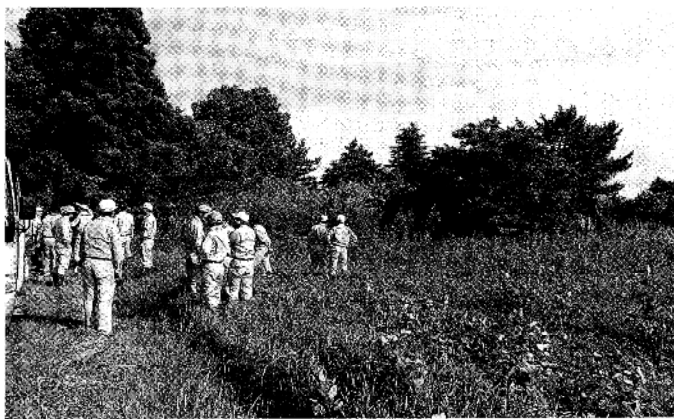
昨年12月7日に札幌で開催された東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会には、大和町農業委員会からも3名の委員が参加しました。全体で215名の委員が参加した研修会では、「女性委員の役割と期待される活動について」がテーマの講演があり、女性ならではの技術・発想が必要であり、常に情報を共有し、前に進む気持ちを大事にし、チャンスをつかむための準備が必要であるという話がありました。参加した女性委員は「食育・地産地消の推進、新規就農支援、家族経営協定の締結支援、農業者の相談などを行えるように、できることから始めるという言葉に、自分にはなにかできるのかを考えさせられました。また、他委員会の方々には、指導をいただき刺激を受けたり、顔見知りになれたり、大変意義深い研修でした。」と話しています。

先進地視察研修

大和町を含め、東北・北海道地域においても約8割の農業委員会が新体制へ移行しました。また、担い手の減少と高齢化、遊休農地の増加をはじめとする構造変動の中で、新たに「農地

利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務となりました。そのような状況のなかで、農業委員会が与えられた役割を果たして行くために、求められる視点や心構えを学ぶことを目的として東北・北海道農業活性化フォーラムが昨年9月に山形県南陽市で開催されました。「農地利用の将来ビジョンと最適化の推進活動」がテーマの今回のフォーラムでは、興味深い講演や他市町村の事例発表が数多く行われました。当委員会にとっても重要な課題となっている講演内容で、研修中は農業委員・農地利用最適化推進委員共に真剣な面持ちでした。





※農地は、国民への食料供給の基盤であり、極めて公共性の高い貴重な資源です。耕作が困難な場合なども草刈りの実施など、適正な管理をお願いいたします。

農地調査および農地パトロール

毎年、農業委員会では町内各地区を巡回し農地の利用状況を調査しております。

今年度は、6、7月に行われる転作の現地確認の際、農業委員会が同行し、担当地区内の保全管理農地を中心に確認を行いました。

また、8月の農業委員会総会終了後には農業委員・農地利用最適化推進委員の全員で農地パトロールを実施しました。今年は、当誌の表紙の農地のほか、大規模な太陽光事業用地や荒廃し原野化している農地、農地を無許可で転用している箇所を確認し、農地転用の経過確認や、土地の所有者への指導等を行いました。

あなたも認定農業者になりませんか

認定農業者制度とは？

地域の担い手、プロの農業経営者として経営改善に取り組み農業者への支援制度です。

認定農業者となるためには、農業経営の現状及び5年後の農業経営の目標とそれを達成するための方法等を記載した、「農業経営改善計画」を作成し、町に申請します。

町では、提出された農業経営改善計画が次の基準に適合するとき、5年間の有効期間をつけて認定をします。

《認定基準》

①町の基本構想に照らして適切か（年間所得450万円程度、労働時間一人当たり2000時間程度など）

②達成できる計画かどうか

③農用地の効率的・総合的に配慮したものか

認定農業者に対する支援制度

《専門家のアドバイス》

経営改善のための各種研修会、相談会、情報提供等を行います。

《経営所得安定対策》

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）が受けられます。

《低利の融資》

スーパー資金（農地や機械施設投資のための長期資金）等低利の融資制度が受けられます。

農業者年金に加入しましょう!!

農業者年金は、60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入でき、次のような特徴があります。

◆少子高齢化に強い年金です

加入者・受給者の数に左右されにくく、自分が必要とする年金額の目標に向け、一定の範囲内（20,000～67,000円）で保険料を自由に決められ、また、必要に応じていつでも額を見直せます。

◆80歳までの保障つきの終身年金です

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳まで受け取れるはずであった金額を死亡一時金として、ご遺族に支給します。

◆税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。（支払った保険料の15～30％程度が節税）

将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。）

この他にも、税の特例や担い手のみなさんは保険料の国庫補助が受けられるなど、様々な利点があります。

※詳しくは、大和町農業委員会、JAあさひな窓口、担当地区委員にお問い合わせください。

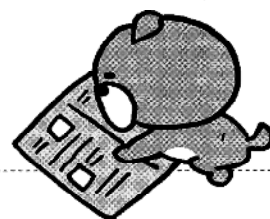
全国農業新聞を購読しよう!

全国農業新聞は、農業者の「経営とくらしに役立つ」週刊の農業総合専門紙です。タイムリーなニュースや企画を農業者の目線から、週刊紙ならではの密度でお届けします。

○発行日／毎週金曜日 ○月額／700円(送料込み)

○購読の申込みは、大和町農業委員会へ

農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」をともに考えます。



農業委員として



三浦ひろ子

農業委員会の新制度にともない、委員に任命されました。これまでは、商工業者の方々と関わる職場に永年勤務しており、農業との接点はあまりありませんでした。

委員となり初めは不安で、農業に関する専門用語や農業関係の法律に触れるたび「これから大丈夫だろうか」との思いの連続でした。

「肩の力を抜いて、自分のペースで」と家族にアドバイスをされ、自分にできることを精一杯頑張ろうと思えました。就任して半年、色々な研修会に参加させていただきました。どの地域も担い手不足や遊休農地の課題を抱えているようです。

今後は、経験豊富な先輩方からご指導を頂きながら、農業後継者や女性農業従事者の方々と積極的に交流を図り、地域農業と町の活性化に貢献できるよう努力してまいります。

農地利用最適化
推進委員として

小川 弘吉

昨年7月に農地利用最適化推進委員の委嘱を受けて、早くも半年になります。私自身このような役職は初めてで、何をすべきか分からないまま半年が過ぎたように思います。

最近、高齢化により離農する人が多くなって遊休農地や耕作放棄地が発生しやすくなっています。遊休農地や耕作放棄地を減少させるには、担い手が受託できるように農地集積や、新規参入者に活用してもらうことも大事なのではないかと思います。しかし、遊休農地や耕作放棄地の解消は、一朝一夕に解決されるものではありません。農地利用最適化推進委員の活動を通じ、農家の皆さんの意見を聞きながら、歩みは遅くとも一歩ずつ地域とともに取り組み、推進委員として求められる職務を遂行できるように努力したいと思っています。よろしくお願いたします。

農地の固定資産税が
課税強化・軽減されます

平成28年度地方税法の改正により、一部地域内の遊休農地の固定資産税の課税が強化されます。また、農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税が軽減されます。

課税強化の対象となる遊休農地

農業委員会では遊休農地の状態で放置している農地所有者に対し、利用意向調査を行います。この調査において、遊休農地を放置している場合、農業委員会は農地中間管理機構と貸し借りについて協議すべきことを勧告します。この場合、勧告を受けた年の翌年から遊休農地の固定資産税の評価額が通常農地の評価額の約1・8倍となります。その後、耕作を再開したりするなどして、勧告の解除に至った場合は、課税強化の対象とはなりません。

農地の課税軽減について

所有する全農地を新たに、まとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた方は、次の期間中は固定資産税の課税額が2分の1に軽減されます。

- 1、10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には3年間
- 2、15年以上の期間で貸し付けた場合には5年間

保有している農地の

適正な管理(草刈り等)をお願いします。

編集後記

高橋

淳

昨年の天候を振り返ると、夏の前半は高温、その後は雨、日照不足と近年にない不安定な年であった。特に30数日間の連続降雨記録があったように「不作」の10数年前の記憶が蘇ったのは私だけではなかっただろう。そんな中でも、平年作となったことで胸をなでおろしている人も多いが、決して天気任せであつたわけではない。それに対応できる貴重な経験がものを言ったということである。

今年も、その経験を活かしながら頑張ろう。と、そのまえに湯治でも!!

《編集委員》

高橋 淳
三浦 ひろ子
鈴木 次男
井川 弘志
小宮 悦夫

申請書の締め切りは
毎月15日です

なお、手続きなど詳しいことは、農業委員会までお尋ねください。

☎345-1119

